

○倉敷市水道条例

昭和43年10月15日

条例第72号

改正 昭和46年3月8日条例第29号

昭和46年3月29日条例第50号

昭和47年5月1日条例第67号

昭和51年3月25日条例第24号

昭和55年9月22日条例第54号

昭和56年12月23日条例第56号

平成3年9月30日条例第23号

平成3年12月24日条例第40号

平成7年12月22日条例第50号

平成9年3月25日条例第19号

平成10年3月25日条例第30号

平成12年12月22日条例第44号

平成14年9月27日条例第59号

平成14年12月27日条例第78号

平成17年7月27日条例第167号

平成23年3月24日条例第25号

平成25年12月26日条例第55号

平成30年9月21日条例第56号

平成31年3月22日条例第22号

令和元年10月8日条例第64号

令和5年12月26日条例第58号

令和6年9月27日条例第58号

(一部未施行)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置工事及び費用（第5条—第14条）

第3章 給水（第15条—第21条）

第4章 料金、加入金、負担金及び手数料（第22条—第28条）

第5章 管理（第29条—第34条の2）

第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）

第7章 補則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、倉敷市水道事業の給水に関する供給条件その他必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 管理者 倉敷市水道事業管理者をいう。
- （2） 給水装置 需要者に水を供給するために倉敷市（以下「市」という。）が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （3） 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕、撤去及び仮設の工事をいう。
- （4） 所有者 給水装置の所有者をいう。
- （5） 使用者等 所有者、使用者又は総代人をいう。
- （6） 使用月 料金徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、第24条第1号の規定による定期のメーターの点検と次の点検の間の期間のうちのおよそ半分の期間をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の2種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの及び管理者の許可を得て2世帯以上で連合使用するもの
- （2） 私設消火栓 消防用に供するもの

（連合使用者の総代人）

第4条 専用給水装置の連合使用者は、総代人を定め、連署のうえ、管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、前項の届出のあつた総代人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

第2章 給水装置工事及び費用

第5条 削除

(給水装置工事の申込み)

- 第6条 給水装置工事（修繕を除く。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の工事を施行する場合、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(第三者の異議についての責任)

- 第7条 給水装置工事の施行について利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(工事の設計及び施行)

- 第8条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第17号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

- 2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事（修繕を除く。）を施行する場合には、管理者が行う設計審査（使用材料の確認を含む。）を当該工事の着工前に、しゅん工検査を当該工事の完了後に受けなければならない。

- 3 指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項については、管理者が別に定める。

(工事費の負担)

- 第9条 給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、工事申込者の負担とする。

ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する方法、工期その他の工事上の条件を付することができる。

(工事費の算定方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 直接費
- (2) 間接費
- (3) 路面復旧費
- (4) 設計監督費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 工事費の算定について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納及び精算)

第11条 給水装置工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更)

第12条 配水管の移転その他の理由により、給水装置の変更を必要とするときは、使用者等の同意がなくても管理者がこれを施行することができる。

- 2 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。

(給水装置工事の特例)

第13条 配水又は工事に関し、支障があると認めた場合は、給水装置工事の申込みを断ることができる。ただし、管理者が必要と認めた場合において、申込者がその工事費の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。

(工事の責任)

第14条 市が施行した工事が完成通水後1年以内に破損し、または異状を生じたときは、市の費用をもつて補修する。ただし、不可抗力または使用者等の故意もしくは不注意による場合は、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情および法令またはこの条例の規定による場合のほか、制限または停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限または停止しようとするときは、日時および区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限、停止または漏水、濁水等のため、使用者等に損害を生ずることがあつても、市はその責任を負わない。

(給水の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第17条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者等に貸与し、保管させる。ただし、私設消火せん用給水装置については、使用者等が設置する。

2 使用者等は、善良な注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 使用者等が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失またはき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 給水の用途を変更するとき。

(3) 私設消火せんを消防演習に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者等の氏名、住所またはその他に変更があつたとき。

(2) 水道を消防用として使用したとき。

(私設消火せんの使用)

第20条 私設消火せんは、消防または管理者が特別に許可した場合のほか使用してはならない。

2 前項の許可を得て私設消火せんを使用するときは、管理者の指定する職員の立会を受けなければならない。

(使用者等の管理上の責任)

第20条の2 使用者等は善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置の修繕)

第20条の3 給水装置に異状があつた場合の修繕その他の処置は、管理者又は指定給水装置工事事業者が行う。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の修繕その他の処置に要した費用は、使用者等の負担とする。ただし、道路に布設してあるものの修繕その他管理者が必要であると認めるものについては、市の負担とする。

3 給水装置の修繕その他の処置をしたため、建造物その他の設備の復旧を要する場合は、使用者等において施行するものとする。

(給水装置及び水質の検査等)

第20条の4 管理者は、使用者等から請求があつたときは、給水装置又は供給する水の水質に係る検査を行い、その結果を当該使用者等に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(用途外使用等の禁止)

第21条 使用者は、給水の用途以外に水を使用し、または、乱用し、もしくは特に管理者の許可を受けた場合のほか、他に分与または販売してはならない。

第4章 料金、加入金、負担金及び手数料

(料金の支払義務及び方法)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

2 専用給水装置を連合して使用する者は、料金について連帯してその納付義務を負うものとし、かつ、これらの総代人は、料金を取りまとめて納付しなければならない。

3 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により徴収する。

(用途及び料金)

第23条 料金は、使用月ごとに次に定めるところにより算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

種別	用途	基本水量 (1箇月)	基本料金 (1箇月)	超過料金(1立方メートルにつき)
専用給水装置	一般用	10立方メートルまで	990円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 121円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 139円 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 146円 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 154円 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 176円 500立方メートルを超える分 195円
	湯屋用	10立方メートルまで	990円	10立方メートルを超える分 88円
	船舶用	—	—	267円
	臨時用	—	—	296円
私設消火栓	消防用	施設準備基 本料として	1栓につき 253円	127円

2 倉敷市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第63号)第2条第2項の規定により倉敷市水道事業の給水区域外へ給水する場合の料金は、前項の表により算定した額の合計額にその額の100分の50以内の額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

3 前2項により料金を算定する場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定方法)

第24条 料金の算定は、次の方法による。

- (1) 料金は、メーターを点検して計算する。
- (2) メーターの破損その他によつて使用水量が明確でないときは、管理者が認定する。
- (3) 同一構内に2個以上の給水装置があるときは、給水装置ごとに基本料金及び超過料金を算定する。
- (4) 専用給水装置を連合使用したときは、1世帯ごとに基本料金及び超過料金を算定する。
- (5) 専用給水装置を連合使用したときの使用水量は、各世帯均等に使用したものとする。
- (6) 給水の開始又は中止のあつた場合は、前条第1項の表（以下この号において「料金表」という。）の適用は次のとおりとする。
 - ア 使用月の使用日数が15日以内のときは、基本水量は料金表に規定する基本水量の2分の1の水量とし、基本料金は料金表に規定する基本料金の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
 - イ 使用月の使用日数が16日以上ときは、基本水量及び基本料金は、料金表に規定する所定の水量及び料金とする。
- (7) 給水装置の種類又は用途の変更があつたときは、翌期から料金を変更する。

(料金徴収の期別)

第25条 料金は、毎2箇月分を1期とし、年6期とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(負担金等)

第26条 給水装置の新設又は改造する工事の申込者から、次に定める区分により、当該工事に係る加入金又は負担金を徴収するものとする。

- (1) 水道利用加入金 配水管（市の管理に係るものを含む。以下本条において同じ。）から分岐するとき。
- (2) 工事負担金 配水管の新設又は改良を必要とするとき。
- (3) 管理負担金 市の定める一定規模以上の開発行為であつて、当該開発行為者の布設する一切の給水装置工事のうち、給水施設（給水装置を除く。）を市に移管し、市がこれを管理するとき。

- 2 前項第1号の加入金の額は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とし、当該工事の世帯若しくは箇所ごとのメーター口径又は専用の引込み口径に応じて徴収する。ただし、メーター口径又は専用の引込み口径を増径する場合は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金との差額とする。

メーター口径又は引込み口径	水道利用加入金の額
13ミリメートル	65,000円
20ミリメートル	130,000円
25ミリメートル	263,000円
40ミリメートル	784,000円
50ミリメートル	1,260,000円
75ミリメートル	3,150,000円
100ミリメートル	5,400,000円
150ミリメートル	12,150,000円
200ミリメートル	22,500,000円
250ミリメートル以上	管理者が別に定める

- 3 加入金及び負担金は、第6条第1項の承認の際に徴収する。ただし、官公署の申込みに係る工事については、この限りでない。
- 4 既納の加入金及び負担金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合は、この限りでない。
- 5 第1項第2号及び第3号の負担金について、必要な事項は、管理者が別に定める。
- (手数料)

第27条 手数料は、次に定めるところにより申請者から徴収する。

- (1) 給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査の手数料は、次の表に掲げる額とし、第6条第1項の規定による申込みを受理する際に徴収する。ただし、申請者が官公署である場合は、当該工事の完了後に徴収することができる。

種別	メーター口径又は給水管口径	新設	その他
設計審査手数料 (1件につき)	13ミリメートル	2,100円	1,600円
	20・25ミリメートル	3,600円	2,800円

	40ミリメートル	7,000円	3,500円
	50・75ミリメートル	11,700円	5,200円
	100・150ミリメートル	23,700円	7,300円
	200ミリメートル	44,500円	9,300円
	250ミリメートル以上	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。
しゅん工検査手数料（1件につき）	13ミリメートル	3,400円	2,200円
	20・25ミリメートル	5,100円	3,200円
	40ミリメートル	10,700円	5,500円
	50・75ミリメートル	19,400円	6,600円
	100・150ミリメートル	37,000円	8,100円
	200ミリメートル	70,900円	10,400円
	250ミリメートル以上	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。

（２） 前号に掲げるものの以外の手数料は、次の表のとおりとし、交付の際に徴収する。

種別	単位	金額
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
証明手数料	1件	300円
水道配管図等の図面の写しの交付手数料	1枚	50円

２ 既納の手数料は、還付しない。ただし、しゅん工検査手数料について、工事を中止した場合は、この限りでない。

（料金等の減免等）

第28条 非常災害その他管理者が特に必要と認めたものについては、料金、負担金及び手数料を減免し、または納付期限を猶予することができる。

第5章 管理

第29条 削除

（給水装置の検査等）

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、使用者等に必要な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 管理者は、メーターの管理上必要があると認めたときは、受水槽以下の装置についても調査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

3 前2項の措置に要した費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合で、管理者が必要であると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置を3箇月以上使用せず、かつ、使用者等の所在が不明のとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(非常災害の場合の緊急使用)

第32条 管理者は、非常災害その他公益上必要があると認めたときは、給水装置およびその付属具を無償で臨時に他に使用し、または使用させることができる。この場合、使用者等は、これを拒むことはできない。

2 前項の緊急使用の場合における料金その他費用の算定および補償については、管理者は、使用者等と協議して決定する。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対し、その理由が存続する間、給水を停止することができる。

(1) 第10条の工事費、第20条の3第2項の修繕その他の処置に要した費用、第23条の料金、第26条の加入金又は負担金及び第27条の手数料を指定期限内に納入しない

とき。

(2) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(3) 第24条第1号の規定によるメーターの点検を拒み、又は妨げたとき。

(4) 第30条の規定による検査若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。

(5) 第6条第1項の規定による管理者の承認を受けずに給水装置工事をしたとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条第1項の規定による承認を得ないで給水装置工事をした者及びその者のために工事を行った者

(2) 第17条第2項の規定によるメーターの設置、第24条第1号の規定によるメーターの点検、第30条の規定による検査若しくは調査若しくは前条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条の2第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第23条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れようとして、詐偽その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第34条の2 市長は、詐偽その他不正の行為によつて第23条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（費用の原因者負担）

第37条 次の各号のいずれかに該当するときは、その費用は原因者に負担させることができる。

（1） 道路の新設、拡張、改修、修繕、占用その他の理由によつて配水管及び附属具の移設、改造、撤去その他変更を要した場合

（2） 市の管理に属する配水及び給水設備を故意又は過失により亡失又は損傷し、これを復元した場合

（3） 職員の立会を要した場合

（委任）

第38条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第10条の規定は、適用日から起算して1か月を経過した日以後に申請または施行のものから適用し、第23条の規定は、適用日以降に調定する料金から適用する。

（関係条例の廃止）

2 倉敷市水道条例（昭和36年倉敷市条例第20号）、児島市水道条例（昭和41年児島市条例第21号）および玉島市水道条例（昭和36年玉島市条例第15号）（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前において、旧条例の規定によりなされた申請その他の手続きおよび停

水その他の処分は、この条例の相当規定に基づいてなされた手続きおよび処分とみなす。

(茶屋町の編入に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日前において、旧茶屋町水道事業給水条例（昭和45年茶屋町条例第21号）の規定によりなされた申請その他の手続きおよびこれらに対する承認ならびに停水その他の処分は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(真備町の編入に伴う経過措置)

- 6 真備町の編入の日（以下「編入日」という。）前に真備町水道給水条例（平成10年真備町条例第18号。以下「真備町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、編入日以後においては、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。
- 7 真備町の区域内において、編入日前にメーターの検針を行い、その計量した使用水量により算定する料金については、この条例の規定にかかわらず、真備町条例の例による。
- 8 編入日前に真備町条例の規定により申込みがされた給水装置工事に係る負担金及び手数料については、真備町条例の例による。
- 9 編入日前に真備町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、真備町条例の例による。

附 則（昭和46年3月8日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月29日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日以降に料金調定するものから適用する。

附 則（昭和47年5月1日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、昭和47年5月1日以降に料金調定するものから適用する。

附 則（昭和51年3月25日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条及び附則第6項の規

定は、昭和 5 1 年 6 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、昭和 5 1 年 6 月 1 日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。ただし、第 2 5 条ただし書の規定により毎 1 箇月分を 1 期とするものについては、昭和 5 1 年 5 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、昭和 5 1 年 5 月 1 日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 2 6 条の規定は、この条例施行日以後の工事の申込みに係るものから適用し、施行日前の工事申込みに係るものについては、なお従前の例による。

4 改正後の条例第 2 7 条の規定は、この条例施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 5 5 年 9 月 2 2 日条例第 5 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 6 年 1 2 月 2 3 日条例第 5 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の倉敷市水道条例第 2 3 条第 1 項の規定は、昭和 5 7 年 6 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、昭和 5 7 年 6 月 1 日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。ただし、第 2 5 条ただし書の規定により毎 1 箇月分を 1 期とするものについては、昭和 5 7 年 5 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、昭和 5 7 年 5 月 1 日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 9 月 3 0 日条例第 2 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 3 条の規定は、平成 3 年 1 2 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。ただし、改正後の条例第 2 5 条ただし書の規定により毎 1 箇月分を 1 期とするものについては、同年 1 1 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 2 7 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の工事の申込みに係るも

のから適用し、同日前の工事の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 1 2 月 2 4 日条例第 4 0 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水道条例第 2 3 条第 1 項の規定は、平成 4 年 6 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 1 2 月 2 2 日条例第 5 0 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 3 条第 1 項の規定は、平成 8 年 6 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 2 6 条及び第 2 7 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の工事の申込みに係るものから適用し、同日前の工事の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 5 日条例第 1 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成 9 年 4 月 3 0 日までの間に料金の額が確定するものについては、改正後の倉敷市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日以後初めて料金の額が確定する日（以下「今回確定日」という。）が平成 9 年 4 月 3 0 日後であるもの（以下「特定料金」という。）の内、当該特定料金を、前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下同じ。）から今回確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日か

ら同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分については、改正後の条例第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

5 改正後の条例第 26 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の工事の申込みに係るものから適用し、同日前の工事の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の倉敷市水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の倉敷市水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日条例第 44 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 27 日条例第 59 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 23 条第 1 項の規定は、平成 15 年 3 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 27 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に科した、又は科すべきであった過料については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 12 月 27 日条例第 78 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 27 日条例第 167 号）

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日条例第 25 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日以後の最初の検針により料金の額が確定するものについては、改正後の第23条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第55号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第27条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するものについては、改正後の第23条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日以後初めて料金の額が確定する日（以下「今回確定日」という。）が平成26年4月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）のうち、当該特定料金を、前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下同じ。）から今回確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分については、改正後の第23条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 5 改正後の第26条第2項の規定は、施行日以後の工事の申込みに係るものから適用し、同日前の工事の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月21日条例第56号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条第1項の規定は、平成31年3月1日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第26条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の額が確定するものについては、改正後の第23条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日以後初めて料金の額が確定する日（以下「今回確定日」という。）が平成31年10月31日後であるもの（以下「特定料金」という。）のうち、当該特定料金を、前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下同じ。）から今回確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分については、改正後の第23条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 5 改正後の第26条第2項の規定は、施行日以後に調定を行う加入金から適用し、同日前に調定を行う加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月8日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第58号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日条例第58号抄）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年1月1日から、第2条の規定は令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中倉敷市水道条例第2条に1号を加える改正規定、第23条第2項の改正規定及び第24条第6号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の倉敷市水道条例第23条第1項の規定は、令和7年3月1日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。